

「リース会計基準」の改正が財務諸表に与える影響

～貸手を中心として～

谷 島 範 恭

- 1 はじめに
- 2 「リース会計基準」の概要
- 3 「リース会計基準」移行期における問題点
- 4 賃貸借処理から売買処理への修正
- 5 具体的事例による検証
- 6 おわりに

1 はじめに

H19年3月に公表された「リース取引に関する会計基準」（以下「リース会計基準」）並びに「リース取引に関する会計基準の適用指針」（以下「リース会計基準適用指針」）では、貸手の所有権移転外ファイナンスリース取引の会計基準について、それまで例外的に認められていた「賃貸借処理」が廃止され「売買処理」のみとなった。この結果、それまでは不可能であった他の通常の売買取引の決算書と所有権移転外ファイナンスリース取引の決算書との比較は可能になった¹。しかし、旧基準から新基準への移行期には①「リース会計基準」の早期適用、②リース取引既存契約（適用初年度開始前のリース契約）部分の会計処理方法が異なる等の理由により企業間の比較ができないケースが想定される。また、リース会計基準移行期前後年度の決算書を比較する場合には、旧「リース会計基準」にて「賃貸借処理」を採用している場合はそのままでは比較できず、処理が必要である。本稿では、このように「リース会計基準」移行期における貸手の会計処理における問題点について精査し検討する。

2 「リース会計基準」の概要

(1) 「リース会計基準」適用初年度以降のリース契約の取扱い

「リース会計基準」では、貸手においても所有権移転外ファイナンスリース取引の会計処理は賃貸借処理が廃止となり、売買処理に一本化された。ただし、取引実態に応じ、次

¹ ただし、旧「リース会計基準」においても注記情報を利用すれば、「賃貸借処理」から「売買処理」への修正は可能である。

のいずれかの方法を選択し、継続的に適用する（リース会計基準適用指針第51項）。

[第1法]リース取引開始日に売上高と売上原価を計上する方法

（リース会計基準適用指針第51項）

リース取引開始日に、リース料総額で売上高を計上し、同額でリース投資資産を計上する。また、リース物件購入価額（付随費用含）により売上原価を計上する。

リース取引開始日に計算された売上高と売上原価との差額は、利息相当額として取り扱う。

リース期間中の各期末において、リース取引開始日に計算された利息相当額の総額のうち、各期末日後に対応する利益は繰り延べることとし、リース投資資産と相殺して表示する。

リース取引開始日

(借)	リース投資資産	×××	(貸)	売上高	×××
(借)	売上原価	×××	(貸)	買掛金	×××

- ・売上高及びリース投資資産は、リース料総額で計上する。
- ・売上原価は、リース物件の購入価額で計上する。

第1回回収日

(借)	現金預金	×××	(貸)	リース投資資産	×××
-----	------	-----	-----	---------	-----

第3回回収日・第1四半期決算日

(借)	現金預金	×××	(貸)	リース投資資産	×××
(借)	繰延リース利益繰入(P/L)	×××	(貸)	繰延リース利益(B/S)	×××

- ・利息相当額の総額のうち当四半期に対応する利息相当額を差し引いた金額を繰延リース利益(B/S)として繰り延べる。
- ・繰延リース利益(B/S)はリース投資資産と相殺して表示する。

第12回回収日・決算日

(借)	現金預金	×××	(貸)	リース投資資産	×××
(借)	繰延リース利益(B/S)	×××	(貸)	繰延リース利益繰入(P/L)	×××

- ・リース取引開始事業年度の第1四半期決算日に繰り入れた繰延リース利益に係る戻入れは、リース取引開始事業年度については、繰延リース利益繰入のマイナス、翌事業年度以降については、繰延リース利益戻益として処理するものと考えられる。

最終回の回収とリース物件の受領

(借)	現金預金	×××	(貸)	リース投資資産	×××
(借)	繰延リース利益(B/S)	×××	(貸)	繰延リース利益戻入益(P/L)	×××

この方法は、リース料総額をリース取引開始日に売上高として計上する方法であり、主として製造業、卸売業等を営む企業が製品又は商品を販売する手法としてリース取引を利用する場合を想定している（リース会計基準適用指針第122項）。

[第2法]リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法

（リース会計基準適用指針第51項）

リース取引開始日に、リース物件の現金購入価額（付随費用含）により、リース投資資産を計上する。

リース期間中の各期に受け取るリース料（以下「受取リース料」）を各期において売上高として計上し、当該金額からリース期間中の各期に配分された利息相当額を差し引いた額をリース物件の売上原価として処理する。

リース取引開始日

(借)	リース投資資産	×××	(貸)	買掛金	×××
-----	---------	-----	-----	-----	-----

- ・リース投資資産は、リース物件の購入価額で計上する。

第1回回収日

(借)	現金預金	×××	(貸)	売上高	×××
(借)	売上原価	×××	(貸)	リース投資資産	×××

- ・受取リース料から利息相当額を差し引いた額をリース物件の売上原価として処理する。

以後、回収日毎に最終回まで同様の仕訳を行う。

この方法は、リース期間中の各期の受取リース料を売上高として計上する方法であり、従来行われてきた割賦販売の処理を想定している（リース会計基準適用指針第122項）。

[第3法]売上高を計上せずに利息相当額を各期へ配分する方法

（「リース会計基準適用指針」第51項）

リース取引開始日に、リース物件の現金購入価額（付随費用含）により、リース

投資資産を計上する。

各期の受取リース料を利息相当額とリース投資資産の元本回収とに区分し、前者を各期の損益として処理し、後者をリース投資資産の元本回収額として処理する。

リース取引開始日

(借)	リース投資資産	×××	(貸)	買掛金	×××
-----	---------	-----	-----	-----	-----

- ・リース投資資産は、リース物件の購入価額で計上する。

第1回回収日

(借)	現金預金	×××	(貸)	リース投資資産	×××
		×××	(貸)	受取利息	×××

- ・受取リース料から利息相当額を差し引いた額がリース投資資産の回収額となる。

以後、回収日毎に最終回まで同様の仕訳を行う。

この方法は、売上高を計上せず、利益の配分のみを行う方法であり、リース取引が有する複合的な性格の中でも、金融取引の性格が強い場合を想定している。リース料総額とリース物件の購入価額の差額は受取利息相当額として取り扱い、リース期間にわたり各期へ配分する。この受取利息相当額の金額は(1)~(3)のいずれの方法を採用しても同額であり、各期の利益は同額となる（リース会計基準適用指針第122項）。

なお、上記仕訳の利息の配分方法については、原則として利息法による（リース適用指針第53項）によるが、貸手としてのリース取引に重要性が乏しいと認められる場合²は、利息相当額の総額をリース期間中の各期に定額で配分することができる（リース適用指針第59項）。

(2) 既存契約（適用初年度開始前のリース契約）の取扱い

適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンスリース取引で貸借借処理を採用していた場合は、それを売買処理に修正する必要がある。この変更による影響額は特別損益として処理する。ただし、①会計基準適用初年度の前年度末における固定資産の適正な帳簿価額（減価償却累計額控除後）をリース投資資産の期首の価額として計上することができる。

² 貸手としてのリース取引に重要性が乏しいと認められる場合とは、未経過リース料及び見積残存価額の合計額の期末残高（「リース会計基準適用指針」第53項に従い利息相当額を利息法により各期に配分しているリース資産に係るものを除く）が当該期末残高及び営業債権の期末残高の合計額に占める割合が10パーセント未満である場合とする。ただし、リース取引を主たる事業としている企業は、「リース会計基準適用指針」第59項の簡便的な取扱いは適用できない（「リース会計基準適用指針」第60項）。

また、②当該リース投資資産に関して、「リース会計基準」適用後の残存価額においては、利息法によらず、利息相当額の総額をリース期間中の各期に配分することができる³。さらにこの既存契約部分については、売買処理に修正せず、引き続き賃貸借処理を継続することも可能であるが、これはリース取引を主たる事業としている企業は適用できない（「リース会計基準適用指針」第80～83項）。

会計処理

適用初年度

(借)	リース投資資産	×××	(貸)	固定資産	×××
	減価償却累計額	×××	(貸)	特別利益	×××

- ・過年度に計上していた減価償却費累計額（リース期間定額法）と修正仕訳で新たに計上する過年度売上原価（利息法により計算）との差額

適用初年度（上記①②を適用した場合）

(借)	リース投資資産	×××	(貸)	固定資産	×××
	減価償却累計額	×××	(貸)		

- ・上記①②を適用した場合は過年度修正がないため、特別損益は計上しない。

3 「リース会計基準」移行期における問題点

「リース会計基準」移行期における問題点には、次の3点が挙げられる。

まず1点目は、早期適用期間が設けられていることにより生じる問題である。「リース会計基準」は原則平成20年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度から適用されるが、平成19年4月1日以後開始する会計年度から早期適用することも可能である。ということは、この期間は「リース会計基準」並びに旧「リース会計基準」を採用している企業が混在している。この異なる基準を採用している企業を比較する場合、旧「リース会計基準」の賃貸借処理を売買処理へ修正してから比較する必要がある。

次に2点目は、既存契約リース取引の会計処理に賃貸借処理が認められていることにより生じる問題である。既存契約部分について比較対象企業の会計処理が異なれば、その比較は困難であり、やはり賃貸借処理から売買処理への修正が必要になる。

最後に3点目は、「リース会計基準」改正前後の決算書の比較における問題である。「リース会計基準」改正の前後では会計処理が異なっている場合が多く、旧基準では賃貸

³ ①②を適用した場合、重要性が乏しい場合を除き、それを適用しなかった場合との税引前当期純損益の差額を注記しなければならない（「リース会計基準適用指針」第83項）。

⁴ 谷島範恭「「リース会計基準」の改正が財務諸表に与える影響」『星稜論苑』星稜女子短期大学経営学会、2010年2月

借処理、新基準では売買処理としているケースでは当然ながら旧基準における貸借借処理を売買処理に修正した後でなければ、時系列的な比較はできない。

しかし、これらの問題点のうち、1点目と2点目は「借手」の場合⁴とは異なり、「貸手」の場合は比較対象の企業間で処理が異なることはほとんどないと予想される。特に2点目の既存契約部分の処理については、リース取引を主たる事業としている企業は貸借借処理を選択できないため、企業間の比較時に修正は必要ない。ただし、3点目の時系列的な比較については、会計処理が異なったままで比較することはできず、必ず改正前の決算書について貸借借処理から売買処理への修正を要する。

4 貸借借処理から売買処理への修正

本章では貸借借処理から売買処理への修正仕訳を示す⁵。ただし、売買処理方法として、第2章で述べた方法のうち第2法を想定して仕訳を行う。また、ここではさらにその修正仕訳を受けて、経常利益と繰越利益剰余金の修正計算式も示す。

- n年度における貸借借処理から売買処理への修正仕訳

A	リース物件の購入価額
R _n	当該リース物件に関するn年度における受取利息
D _n	当該リース物件に関するn年度における減価償却費
L _n	当該リース物件に関するn年度における年間リース料

(借) リース投資資産	$A - \sum_{t=1}^n L_t + \sum_{t=1}^n R_t$	(貸) 固定資産	A
(借) 売上原価	$L_n - R_n$	(貸) 売上高	L _n
(借) リース料収入	L _n		
(借) 減価償却累計額	$\sum_{t=1}^n D_t$	(貸) 減価償却費	D _n
		(貸) 繰越利益剰余金	$\sum_{t=1}^{n-1} D_t + \sum_{t=1}^{n-1} R_t - \sum_{t=1}^{n-1} L_t$

ここで、上述の修正仕訳より以下の修正式が得られる。

⁵ 谷島範蒸「所有権移転外ファイナンスリース取引の研究」2007年、74頁

P_n	経常利益
E_n	修正前繰越利益剰余金
$L A_n$	リース資産に関する償却後簿価
$L B_n$	未経過リース料期末残高
\overline{P}_n	修正後（売買処理）の P_n
\overline{E}_n	修正後（売買処理）の E_n

● 経常利益修正式

$$\overline{P}_n = P_n + D_n + R_n - L_n$$

リース契約年度が初期の段階においては P_n は \overline{P}_n より小さいが、年度が進むにつれて大きくなる⁶。

● 未処分利益修正式

$$\overline{E}_n = E_n + \sum_{t=1}^{n-1} D_t - \left(\sum_{t=1}^{n-1} L_t - \sum_{t=1}^{n-1} R_t \right) \cdots \textcircled{1}$$

①式の内 $\sum_{t=1}^{n-1} R_t$ 、 $\sum_{t=1}^{n-1} L_t$ の金額が知り得ず、このままでは修正することができない。

そこで、リース資産に関する償却後簿価 ($L A_n$)⁷ と未経過リース料期末残高 ($L B_n$)⁸ を次のようにあらわす。

$$L A_n = A - \sum_{t=1}^n D_t \cdots \textcircled{2}$$

$$L B_n = A - \left(\sum_{t=1}^n L_t - \sum_{t=1}^n R_t \right) \cdots \textcircled{3}$$

②より

$$L A_n = A - \sum_{t=1}^{n-1} D_t - D_n$$

$$\sum_{t=1}^{n-1} D_t = -L A_n + A - D_n \cdots \textcircled{4}$$

③より

$$L B_n = A - \sum_{t=1}^{n-1} L_t - L_n + \sum_{t=1}^{n-1} R_t + R_n$$

⁶ 同上論文、81頁

⁷ 注記において取得価額相当額、減価償却累計額相当額、期末残高相当額を示すことが定められている。

⁸ 注記において未経過リース料期末残高相当額を示すことが定められている。

$$\sum_{t=1}^{n-1} L_t - \sum_{t=1}^{n-1} R_t = -L B_n + A - L_n + R_n \quad \cdots \textcircled{5}$$

ここで、④、⑤を①に代入すると次式が求められる。

$$\overline{E}_n = E_n + L B_n + L_n - L A_n - D_n - R_n$$

また、 \overline{E}_n は E_n よりも常に大きい⁹。

5 具体的事例による検証

本章では「リース会計基準」改正前と改正後の経常利益と繰越利益剰余金の比較を具体的事例を用いて行う。対象とする企業はオリックス㈱である。検証方法は、有価証券報告書より平成9年3月期～平成22年3月期までのデータを用いて行う。この間平成9年3月期から平成20年3月期までは旧「リース会計基準」、平成21年3月期から平成22年3月期は新「リース会計基準」が適用されている。旧「リース会計基準」では所有権移転外ファイナンスリース取引の会計処理として「賃貸借処理」が新「リース会計基準」では「売買処理」が用いられているわけであるが、まずはこの2つが混在した状態で時系列的にデータを表示(表5-1)し、その後平成9年3月期～平成20年3月期について第4章の修正式を利用し、「賃貸借処理」から「売買処理」へ修正(表5-2)し比較する。

結果、経常利益(図5-1)は、この期間の前半は修正前の方が修正後より大きい年度が多いが、後半(平成17年3月期以降)は逆に修正後の方が修正前より大きくなる。

繰越利益剰余金(平成18年3月期以前は「未処分利益」)は、修正前では、平成18年3月期から急上昇しているが、修正後でみると、その伸び率ははるかに小さいということが分かる。また、修正前と修正後の差額が、年度が進むにつれて小さくなっているが、これはリース取扱高に影響がある。表5-2の $L A_n$ と $L B_n$ の値が平成9年から平成20年の12年間で約半分になっており、このことが修正差額が小さくなっている原因といえる。

⁹ 前述論文[5]、83頁

表5-1 オリックス 修正前（賃貸借処理）データ
(単位：百万円)

年度	P _n	E _n
平成9年3月期	12,975	6,216
平成10年3月期	35,520	6,777
平成11年3月期	13,008	7,896
平成12年3月期	13,669	16,777
平成13年3月期	7,814	8,689
平成14年3月期	28,186	8,965
平成15年3月期	27,958	8,957
平成16年3月期	21,702	8,398
平成17年3月期	23,352	11,930
平成18年3月期	89,255	37,780
平成19年3月期	70,115	75,983
平成20年3月期	74,508	136,043
平成21年3月期	55,983	251,606
平成22年3月期	30,022	276,283

*) 有価証券報告書各年度より作成
2重線より上段は「旧リース会計基準」下段は「新リース会計基準」適用年度

表5-2 オリックス 修正用リース関係データ

(単位：百万円)

年度	L A _n	L B _n	R _n	D _n	L _n
平成9年3月期	926,481	1,018,615	75,019	357,059	435,478
平成10年3月期	1,064,881	1,156,524	81,630	412,464	492,137
平成11年3月期	1,003,223	1,083,973	78,994	406,236	487,897
平成12年3月期	914,931	989,388	72,948	388,240	464,825
平成13年3月期	830,327	903,260	67,682	362,277	438,770
平成14年3月期	736,269	802,698	65,623	328,655	399,961
平成15年3月期	652,092	713,727	61,337	288,938	350,845
平成16年3月期	564,679	621,224	55,337	245,116	301,954
平成17年3月期	556,978	607,970	52,145	214,834	265,337
平成18年3月期	556,864	605,544	50,521	203,433	252,295
平成19年3月期	526,413	572,070	46,432	192,081	237,379
平成20年3月期	440,249	483,353	42,176	179,826	218,669

*) 有価証券報告書各年度より作成

表5-3 オリックス 修正後(売買処理) データ

(単位: 百万円)

年度	\overline{P}_n	\overline{E}_n
平成9年3月期	9,575	101,750
平成10年3月期	37,477	96,463
平成11年3月期	10,341	91,313
平成12年3月期	10,032	94,871
平成13年3月期	△ 997	90,433
平成14年3月期	22,503	81,077
平成15年3月期	27,388	71,162
平成16年3月期	20,201	66,444
平成17年3月期	24,994	61,280
平成18年3月期	90,914	84,801
平成19年3月期	71,249	120,506
平成20年3月期	77,841	175,814
平成21年3月期	55,983	251,606
平成22年3月期	30,022	276,283

*) 有価証券報告書各年度より作成
 2重線より上段は「旧リース会計基準」下段は「新リース会計基準」適用年度

図5-1 P_n と \overline{P}_n の比較

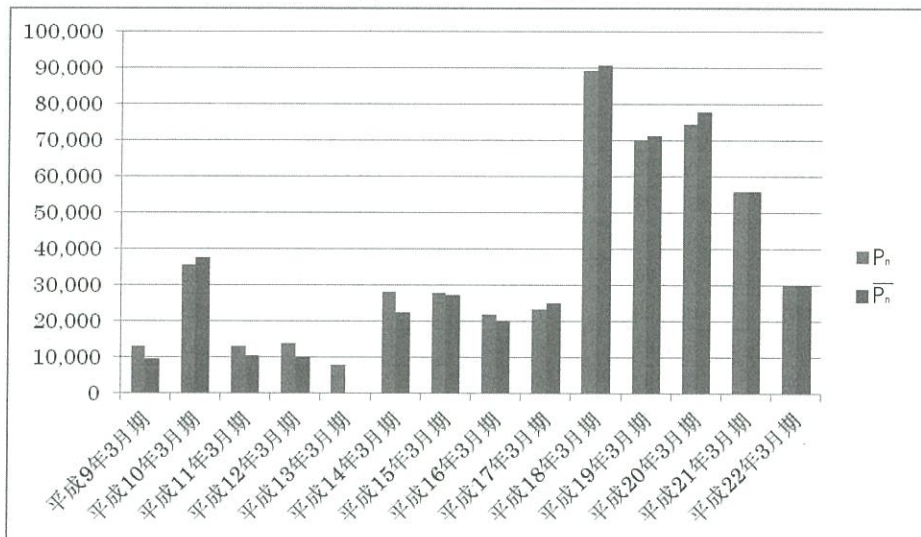
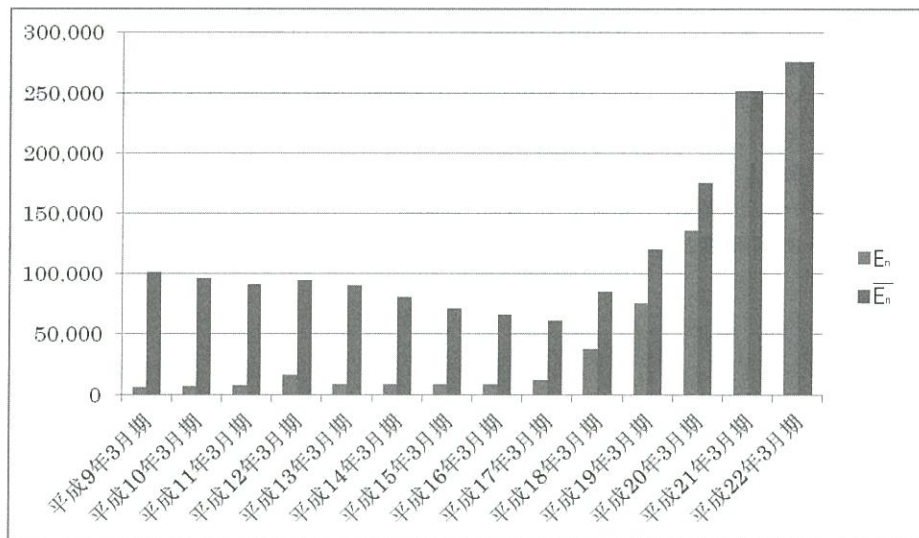


図5-2 E_nとE_nの比較



6 おわりに

本稿では平成19年に公表された「リース会計基準」を貸手の処理について精査し、特に「リース会計基準」移行期における決算書の企業間比較、移行期前後の同一企業における決算書の比較の検討を行った。

企業間比較については、第3章で述べたとおり、制度上は企業間で会計処理が異なる可能性はあるものの、貸手の場合は借手と異なり、特にリース業を主としている企業は会計処理も足並みが揃うことが多いと予想されるため、実際に比較する場合はそれほど問題にはならない可能性が高い。

「リース会計基準」移行期前後の年度で、同一企業の決算書を比較する場合は、旧「リース会計基準」で「賃貸借処理を」を採用していた場合は、当然ながら何も手を加えないで比較することはできず、第4章で示した修正仕訳、並びに各項目（利益、繰越利益剰余金）の修正式を用いて、修正した後比較する必要がある。

第5章ではその修正式を利用し、具体的にオリックス㈱の平成9年3月期から平成22年3月期までの経常利益と繰越利益剰余金について検討を行った。結果、経常利益はこの期間のうち、前半部分は修正前より修正後の方が金額が大きく、後半部分についてはその逆になることが多いということが分かった。また、繰越利益剰余金については第4章で述べたとおり、修正後の金額は修正前より常に大きくなるが、その差は年度が進むにつれて小さくなっており、それはリース取扱高自体が減少しているためであるという結論に達した。

【参考文献】

- 新井清光・加古宜士編著『リース取引会計基準詳解』中央経済社，1994年
谷島範恭「所有権移転外ファイナンスリース取引の研究」2007年
谷島範恭「「リース会計基準」の改正が財務諸表に与える影響」『星稜論苑』星稜女子短期大学経営学会，2010年2月
茅根聡『リース会計』1998年，新世社
服部勝『詳説リース会計基準』税務研究会出版局，2008年
三木禎宏「リース会計制度と注記情報」『六甲台論集』神戸大学大学院経営学研究会，49巻3号，2002年